写

令和８年 10 月 28 日

群 馬 労 働 局 長
上野　康博　殿

群馬地方最低賃金審議会
会長　米本　清

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月６日付け群労発基 0806 第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
群馬県の区域

2　適用する使用者
前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
（4）次に掲げる業務に主として従事する者
手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,186円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
法定どおり